

### 第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県立乳児院
指定管理者	日本赤十字社富山県支部
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
評価対象年度	令和元年度、令和2年度
所管課	子ども支援課

評価年月：令和3年11月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の 確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限 の発揮(条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・ 利用者の増加・サービ スの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	3.0
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.5
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.0
		安全管理対策が事業計画どおり行われているか	2.0
3 施設の効率的な管理(条 例第4条第2号)	施設に係る経費節減 策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正か つ確実にを行うための財産的基 礎及び人的構成(条例第4条 第3号)	指定管理者の財政的 基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実に 行うだけの経営基盤を維持 しているか	3.0
	指定管理者の人的構 成	施設の機能を十分に発揮 した管理運営を実施できる 組織体制、職員数、職員 構成(資格、経験など)、が 確保されているか(防災・防 犯及び災害・事故等緊急 時の体制を含む)	2.0
		職員の指導育成、研修 体制は十分か	2.0
<b>総合評価</b>			<b>A</b>

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの  
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

#### 特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所と緊密に情報交換や連携を行い、退所後のアフターケアに努めている。</li> <li>・一人ひとりの入所児童に対して、専門的な技術によって、きめ細かな養育がなされている。</li> <li>・家庭的養育(里親養育)推進のための里親支援事業に積極的に取り組んでいる。</li> <li>・感染症対策のため、ハード・ソフト面において、様々な取り組みを行っている。</li> </ul>
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待や生活困窮、低養育能力、発達障害など特別な支援を要する家庭や児童への支援について、児童相談所や関係機関などとのより一層の連携強化が望まれる。</li> <li>・ケアニーズの高い子どもや、産後うつをはじめとする、精神疾患を抱える母親の増加に対応するため、児童相談所や関係機関とのより一層の連携強化や施設の多機能化に努められたい。</li> <li>・家庭支援専門相談員、個別対応職員等について、より一層の研鑽・研修の機会を提供し、さらなる資質向上を図っていくことが望まれる。</li> </ul>

#### 所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	・協定書に基づき、管理運営月報を受理・確認している。(月1回)
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	・施設の管理状況や児童の処遇についてなど、年間1回以上、現地確認を行っている。
指定管理者との連携状況は適切か	・施設の修繕や備品の購入等、管理運営全般に関し、指定管理者から県所管課に随時協議・報告が行われており、連携して管理を行っている。
モニタリングは適切に実施されているか	・苦情の受付状況に関し、年1回確認を行っている。